

教 職 第 6 0 3 8 号  
令和4年（2022年）3月8日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革担当課長 今 村 隆 之  
北海道教育庁教職員局福利課長 井 川 智

北海道におけるまん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取組  
について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、各道立学校長あて通知しましたので、お知らせします。

〔 教職員局教職員課サービス制度係  
教職員局福利課健康管理係 〕

【写】

教 職 第 6 0 3 8 号  
令和4年（2022年）3月8日

各道立学校長 様

教 育 部 長

北海道におけるまん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取組  
について（通知）

この度、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第99回本部会議（3月4日開催）において、3月21日まで対策期間を延長するとともに、新規感染者数をさらに減少させ、医療への負荷を着実に抑えていくため、「北海道におけるまん延防止等重点措置（改定）」が決定されました。この2週間は、感染防止対策と社会経済活動の回復の両立に向けて、徹底して取り組むための重要な期間となります。

つきましては、別紙「職員の感染防止・拡大防止対策」並びに本部会議で示された感染防止行動の徹底について、改めて所属職員に周知願います。

また、年度末を迎え、人の移動や会食機会の増加などにより感染リスクが高まる時期となることから、「マスク着用」や「手指消毒」などの基本的な感染防止行動のほか、飲食の場面では、「4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、会話の時はマスクを着用する」などの取組を一層徹底するよう所属職員に対し、周知してください。

総務政策局総務課人事係  
教職員局教職員課サービス係  
教職員局福利課健康管理係

## 職員の感染防止・拡大防止対策

### 1 職員の健康管理

- ・ 「三つの「密」（密閉、密集、密接）」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 令和3年4月19日付け教福第71号通知により健康観察シートや健康観察アプリ等を活用し、毎朝体温チェックを行うなど体調管理を徹底すること。
- ・ 発熱など風邪の症状が見られたときはもとより、体調に変化が見られたときは、出勤を控えるなど、症状に応じた適切な対応をとること。
- ・ 重症化リスクの高い職員（高齢な職員や基礎疾患を有する職員等）は、慎重な行動を徹底すること。
- ・ 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において、道民に対し要請している感染拡大防止対策の取組を遵守すること。

### 2 職場での感染防止対策

- ・ 職員机間や会議用テーブルにアクリル板等による仕切りを設置すること。
- ・ 機械換気設備がない場合、体調管理に留意した定期的な換気を実施すること。
- ・ 電話、パソコンなど、職員が触れることがある物品・機器等については、複数人での共用をできる限り回避し、こまめに消毒すること。
- ・ 職場内における打合せなどは、できる限り少人数で短時間とすること。
- ・ 職員や同居する家族等に感染が疑われPCR検査を受検する際は、職場やトイレなど共有箇所を速やかに消毒すること。
- ・ 濃厚接触者として想定される職員を確認の上、出勤抑制すること。
- ・ 昼食は、会話を慎み、食事等が終わったら、直ちにマスクを着用すること。
- ・ 「うがい・歯磨き」をする際は、飛沫感染防止を徹底すること。